

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地

電話番号

管理者氏名

診療用放射性同位元素備付
廃止後の措置届

年 月 日付けをもって備付を廃止した診療用放射性同位元素について、次のとおり措置したので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第29条第3項の規定により届け出ます。

1 放射性同位元素による 汚染の除去の概要	
2 放射性同位元素によっ て汚染された物の譲渡又 は廃棄の概要	

- (注) 1 廃止の日から 30 日以内に提出すること。
2 診療用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。